7　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）共済組合の概要

綾瀬市の常勤職員及び一定の条件を満たした会計年度任用職員は、神奈川県市町村職員共済組合（ホームページアドレス https://www.kanagawa-kyosai.jp）に加入します。

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の３つの事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

①　短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して必要な給付を行います。

法定給付	保健給付	病気、負傷等の場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業等の場合に支払われる給付
	災害給付	災害等に支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

②　長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金には、基礎年金（国民年金に相当）、厚生年金、年金払い退職給付（民間サラリーマンの企業年金に相当）があります。

○　基礎年金

老齢基礎年金	被保険者期間等が１０年以上ある場合で、６５歳以上であるときに支給
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
遺族基礎年金	組合員が死亡し、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日を迎えるまでの子がいる場合に支給

（注）要件等は省略しています。

○　厚生年金

老齢厚生年金	被保険者期間等が１０年以上ある場合で、６５歳以上であるときに支給（支給開始年齢の特例あり）
障害厚生年金	在職中に初診日のある傷病により、法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
障害手当金	在職中に初診日のある傷病が、初診日から５年以内に治った日において、軽度の障害の状態になったときに支給
遺族厚生年金	組合員が死亡したときに支給

（注）要件等は省略しています。

○　年金払い退職給付

退職年金	職員（共済組合員）期間等１年以上で、６５歳以上で退職しているときに支給
公務障害年金	公務による傷病により法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
公務遺族年金	組合員が公務による傷病により死亡したときに支給

（注）要件等は省略しています。

③　福祉事業

福祉事業としては、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業等の保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営等の宿泊事業、住宅貸付等の貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業等の職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（遊園地・プール等）利用助成等
宿泊事業	湯河原温泉ちとせ
貯金事業	給料天引きにより積立
貸付事業	普通貸付、特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物資事業	自動車・オートバイの代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける等

（２）公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。　（単位：件）

区　　分		令和７年度		令和６年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	発生件数	１	－	１	－
	補償件数	１	－	１	－
公務上の災害	発生件数	１０	－	５	－
	補償件数	１０	－	５	－

（３）職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年１回実施しており、職員の健康に配慮しています。

また、適正な執務環境に向けて、月１回産業医等を巡回させ、執務環境の状況をチェックし、執務環境の改善に取り組んでおります。

（４）メンタルヘルスへの対応状況

労働安全衛生法に従い職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に職員のストレスチェックを実施しています。

また、個人へのフォローアップとして電話相談や一定の高ストレス者については、産業医による面接指導を行っています。職場改善に向けた取り組みとしては、管理監督者を対象に研修会を実施し、集団分析結果を基に、職場課題の認識と、環境改善に向けた役割意識の向上を図っております。

なお、職員のメンタルヘルスの必要性が高まっていることから、職員の健康問題については、現状の産業医に加えて健康相談員を活用し、相談業務の強化を図っています。

（５）ハラスメントへの対応状況

ハラスメントに対しては、職員の中から相談員を選任し、随時相談に応じています。相談を受けた場合、必要に応じて所属長や人事主管課と連携して対応しています。

（６）その他厚生制度の概要

地方公共団体は、地方公務員法第４２条に基づき、職員の保健、元気回復等の厚生制度を企画し、実施することとされています。このいわゆる福利厚生事業には綾瀬市職員厚生会への補助を通じて行うものと、綾瀬市が直接実施するものがあります。

綾瀬市職員厚生会は、職員等の互助共済及び福利厚生を増進するために設置された組織で、会員からの会費、綾瀬市からの補助金をもとに運営されています。

①　綾瀬市職員厚生会の概要

○　会員数　６６０人（令和８年３月３１日現在）

○　主な事業内容

・給付事業（慶弔金、見舞金等の給付等）

・文化事業（文化・教養教室の開催等）

・体育事業（スポーツ大会・教室の開催、サークル活動助成等）

・厚生事業（人間ドック、宿泊施設利用等の助成等）

○　収入支出（令和７年度決算）

・収入　20,598,383 円

・支出　18,059,718 円

②　厚生会を通じて実施した福利厚生事業

令和７年度に市からの補助金を受けて綾瀬市職員厚生会が実施した事業は次のとおりです。（厚生会が会員からの会費のみで実施した事業は除きます。）

事業概要・給付単価	補助額（千円）
人間ドック等助成金　人間ドック　　会　員　15,000 円 脳ドック　　会　員　10,000 円	3,407 (3,785)
補　助　額　計	3,407 (3,785)

（注）（　）内は職員の会費も含めた事業額です。

③　綾瀬市が直接実施した事業

令和７年度に綾瀬市が直接実施した事業で、職員個人に給付している事業はありませんが、その他、職員健康診断（法定分）等を行っています。